

児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書

瑞穂町（以下「甲」という。）及び警視庁福生警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、児童虐待（「虐待の疑い」を含む。）に対する的確な対応を図るため、相互に保有する情報を共有し、当該児童の安全確保に努めることを目的とする。

（実施条件）

第2条 甲及び乙は、この協定に関し、別途協議し、申合せ事項を交わすことができる。なお、協議した内容については、別紙「情報共有等に関する申合せ事項」に定める。

2 甲及び乙の協力を円滑に行うため、甲又は乙の求めに応じて協議の場を設けるものとする。

（情報の管理）

第3条 甲及び乙は、共有した情報を適正に記録し、及び管理しなければならない。

2 甲及び乙は、共有した情報をこの協定に定める目的の範囲を超えて利用又は提供してはならない。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、この協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月20日

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町

瑞穂町長

杉浦裕之



乙 東京都福生市加美平3丁目25番地

警視庁福生警察署

署長

三枝司江

